

国・県の新型コロナウイルス感染症関連の支援策に関する 県内自治体の助成について(6月4日現在)

県内各自治体では、国や県の補助金を補てん・補足する内容の支援策が打ち出されています。

主となる補助金	持続化給付金 緊急経営改善支援金 雇用調整助成金
---------	--------------------------

- 持続化給付金**・・・ひと月の売上が前年同月比 50%以上減少した中小法人・個人事業主に対し、それぞれ上限 200 万円・100 万円が給付されます
- 緊急経営改善支援金**・・・県からの企業等の活動の自粛要請を受け、令和2年4月25日から5月10日までの間、営業自粛又は夜間営業の自粛を行った、県内に施設等を有する事業者を対象に、法人(一定の個人) 20 万円・個人 10 万円を給付
- 雇用調整助成金**・・・ひと月の売上が前年同月比等で 5%減少した事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成されます

持続化給付金(国)

➤ 持続化給付金の上乗せ

【自治体】新庄市・天童市・朝日町・西川町

【内容】国の決定額に、所定の割合を乗じて算定した金額を支給

➤ 持続化給付金の対象にならない事業者への給付

【自治体】東根市・鶴岡市・川西町・戸沢村
朝日町・最上町

【内容】ひと月の売上が前年同月比等で 30%~50%未滿減少した事業者に、一定額を支給(東根・鶴岡は 20%超)

➤ 持続化給付金に類似した施策

【自治体】鮭川村

【内容】前年同月比で売上が 30%減少した事業者に対し、法人 20 万円、個人 10 万円を給付

【自治体】飯豊町

【内容】直近 3 カ月のいずれかの月と前年同時期の売上を比較し 20%以上の減少した中小・個人事業主に対し、20 万円を給付

緊急経営改善支援金(県)

➤ 緊急経営改善支援金への上乗せ

【自治体】鶴岡市・東根市・上山市・尾花沢市
鮭川村・庄内町・朝日町・河北町・西川町

【内容】県の緊急経営改善支援金を受給した事業者に、10 万円~20 万円を給付

➤ 県及び市の緊急経営改善支援金の対象になっていない事業者への給付

【自治体】上山市

【内容】4~6 月のいずれかの月の売上が、前年同月比 20%以上減少した事業者に 10 万円を給付

雇用調整助成金(国)

➤ 雇用調整助成金の上乗せ

【自治体】県・上山市・戸沢村

【内容】国の雇用調整助成金の助成額に所定の割合を乗じて算定した金額を上乗せする

➤ 雇用調整助成金の申請費用補助

【自治体】山形市・新庄市・上山市・尾花沢市
河北町・中山町・村山市・最上町・朝日町

【内容】社労士等に雇用調整助成金の申請代行業を依頼した際の手数料に対し、一定額を助成

担当 天口所長 加藤支援部長 吉田

得バックナンバーはこちら

AMAGUCHI パートナース



または

天口会計事務所



でも可

<https://amaguchi.com/category/oshirase/>



税理士法人

AMAGUCHI パートナース

TEL : 023-625-2773

※以下の施策は、補正予算の成立が前提となるため、事業内容等は変更される可能性があります。
詳細については、成立後の発表をお待ちください。

家賃支援給付金について

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売り上げの急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的としたものです。

【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者であって、5月～12月において以下のいずれかに該当するもの。

- ① いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少

【給付額】 申請時の直近の支払い家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）を支給。

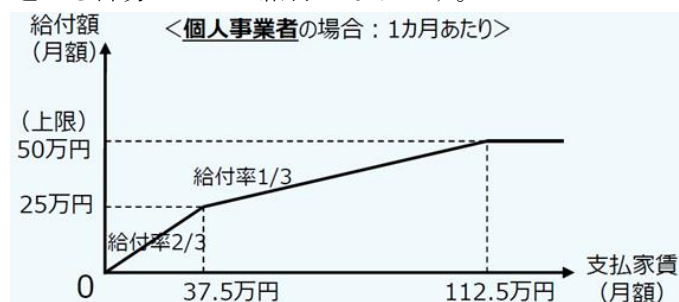
【法人の場合】

1か月分の給付の上限額は100万です。支払家賃（月額）75万円までの給付率が2/3、75万円を超える部分が1/3の給付になります。



【個人事業者の場合】

1か月分の給付の上限額は50万円です。支払家賃（月額）37.5万円までの給付率が2/3、37.5万円を超える部分が1/3の給付になります。



※寒河江市では、「緊急経営継続支援金」として、R2年3月以降前年同月比15%以上減少した事業者に、家賃または固定資産税（3か月分相当）額（最大235万円）と光熱費15万円を支給する支援策があります。また、飲食業については県内の複数の自治体が独自の家賃支援を行っています。

医療従事者等への慰労金支給について

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する。その他病院、診療所等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する、としています。

また、新型コロナウイルス感染症が発生または濃厚接触者に対応した介護施設・事業所に勤務し利用者や患者と接する職員に対して20万円を支給し、それ以外の介護施設・事業所の職員に対して5万円を支給します。

雇用調整助成金の日額上限引き上げについて

新型コロナウイルス感染症の影響により休業する事業主を支援するため、4月1日以降に開始される賃金締切期間中の休業について、9月まで雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円まで特例的に引き上げます。

同時に解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長する、としています。